

三次市農業委員会の委員 (農業委員) 募集のご案内

農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）の任期満了に伴い、農業委員を募集します。

1 農業委員の募集人数、任期等

- (1) 募集人数
19人
- (2) 任期
市長が任命する日（令和8年4月1日～令和11年3月31日の3年間）
- (3) 身分
三次市の特別職の非常勤職員
- (4) 報酬
基本給 月額 32,100円
能率給 予算の範囲内で市長が定める額
※ 能率給は、三次市全体の農地利用の最適化の成果に基づき支給を決定するもので、支給を保証するものではありません。

2 主な活動内容

- (1) 毎月開催される農業委員会の総会における農地の権利移動、転用の許可等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査
- (2) 部会活動（意見書の作成、広報紙の編集、農業者年金の加入促進ほか）
- (3) 農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化，耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等）に伴う現地調査及び指導等（農地利用最適化推進員との連携により実施）
 - ・ 地域計画に係る意向把握や地域の農業者等の話し合いへの参加
 - ・ 農地の出し手・受け手へのアプローチによる農地利用の集積・集約化の推進
 - ・ 農地利用状況調査，農地利用意向調査・指導等
- (4) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導
- (5) 研修会への出席
- (6) 農地利用最適化推進委員との連絡調整

3 秘密保持義務

職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません。

4 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 募集方法

- (1) 法人その他の団体又は個人による推薦
- (2) 個人による応募

6 推薦の手続

農業委員を推薦しようとする法人その他の団体又は個人は、所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、三次市産業振興部農政課へ提出してください。（ファックス、電子メール等による申込みはできません。）

- (1) 法人その他の団体が推薦する場合・・・様式第1号の申込書に記入
- (2) 個人が推薦する場合・・・様式第2号の申込書に記入

7 応募の手続

農業委員の募集に応募しようとする方は、所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、三次市産業振興部農政課へ提出してください。（ファックス、電子メール等による申込みはできません。）

- ・ 様式第3号の申込書に記入

8 推薦・応募の受付期間

令和7年10月17日（金）から令和7年11月18日（火）まで【必着】

- ・ 申込書を持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

9 募集案内及び申込書の入手方法

募集案内及び申込書は、三次市ホームページからダウンロードできます。また、次の窓口に募集案内及び申込書を備え付けています。（募集案内及び申込書の配布は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

- (1) 三次市産業振興部農政課（三次市役所本館4階）
- (2) 三次市農業委員会事務局（三次市役所本館4階）
- (3) 各支所

10 選考方法

書類審査のほか、原則として面接を実施し、選考します。【面接は、令和8年1月14日（水）を予定しています。】

11 選考結果の通知

選考結果は、令和8年3月中旬（予定）までを目途に、推薦者及び応募者へ文書により通知します。

12 申込者等に関する情報の公表

受付期間中（令和7年10月下旬頃）及び期間の終了後（11月下旬頃）三次市ホームページに、申込者等に関する次の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別

- (2) 推薦をする者（法人その他の団体）の名称，目的，代表者又は管理人の氏名，構成員の数及び構成員の資格並びに性格を明らかにする事項
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名，職業，年齢，性別，経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者（認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人を含む）又は農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イから又（※）までに掲げる者（認定農業者に準ずる者）であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が推薦を受ける者を三次市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別又は応募する者が三次市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

1 3 注意事項

- (1) 提出された申込書は，返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は，全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 申込書に記入された内容に係る確認を行うため，必要に応じて関係機関等に対して照会することがあります。
- (4) 同一の者が，同時に，農業委員及び農地利用最適化推進委員に推薦され，又は応募することができますが，重複して任命又は委嘱することはありません。

1 4 申込書の提出先

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号
三次市産業振興部農政課（市役所本館4階）

1 5 問合せ先

三次市産業振興部農政課 電話 0824-62-6164
又は 三次市農業委員会 電話 0824-62-6193

- （※）農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号（認定農業者に準ずる者）
- イ 認定農業者等であった者
 - ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
 - ハ 認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の五第一項に規定する認定就農者をいう。二及び第十条第一号において同じ。）である個人
 - ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）
 - ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第四項第一号ハに規定する組織の役員
 - ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの
 - ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人
 - チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者
 - リ 基本構想（農業経営基盤強化促進法第六条第一項に規定する基本構想をいう。）における効率のかつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（又及び第十条第二号において「基本構想水準到達者」という。）である個人
 - ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

【参考１】「農業委員会等に関する法律」

１ 農業委員会業務の重点化

- ・ 「農地等の利用の最適化の推進」として、農業委員会が、農地流動化や農地の有効利用の推進に取り組んでいくことが義務付けられます。

２ 農業委員の選出方法

- ・ 農業委員の選出方法は、市長が議会の同意を得て任命をします。
- ・ 認定農業者（準ずる者を含む）を委員の過半数とすること、農業委員会の事務に関して利害関係のない方を含めることが必要になります。また、年齢・性別等のバランスへの配慮が求められています。

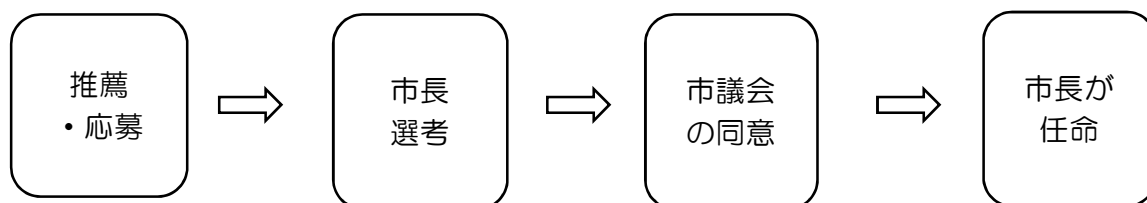
３ 農地利用最適化推進委員の選出方法

- ・ 農業委員会の決議を経て、農地利用最適化推進委員の委嘱（担当区域ごとに定数を設定）をします。
- ・ 農地等の利用の最適化の推進と熱意と見識を有すること。また、年齢・性別等のバランスへの配慮が求められています。

☆ 農業委員の募集と同時に、「推進委員」の募集を行います。詳しくは、推進委員の募集案内をご覧ください。

【参考２】農業委員及び農地利用最適化推進委員の選任の流れ

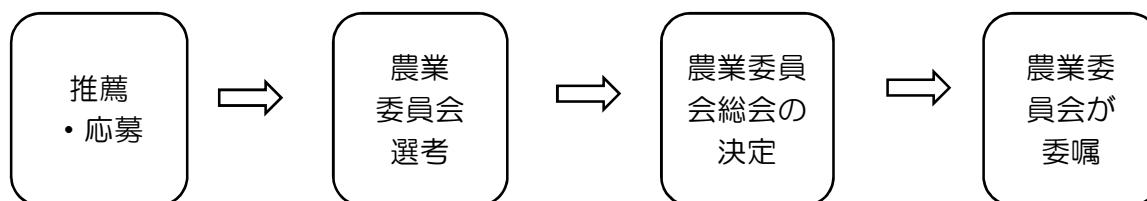
《農業委員》



R7.10.17～R7.11.18

R8.4.1 付

《農地利用最適化推進委員》



R7.10.17～R7.11.18

R8.4.1 付